

令和5年11月17日
共 産 党

パレスチナ自治区ガザでの戦闘中止及び即時停戦を
働きかけるよう求める意見書（案）

令和5年10月7日に激化した、パレスチナ自治区ガザのイスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘により、この1か月ですでに1万人の死者が出ていると報じられている。犠牲者のほとんどが子どもを含むパレスチナ人と言われている。イスラエルは、国際人道法で禁じられている病院や難民キャンプも爆撃しており、無差別の集団殺害「ジェノサイド」をやめよとの国際世論が広がっている。ところが、イスラエル軍は地区北部のガザ市を完全に包囲し、勝利するまで戦争を遂行すると宣言しており、約40万人と言われる市民の命が危機にさらされている。

今回の事態は、ハマスによる無差別攻撃が発端となっており、その攻撃事態が国際法違反であることは言うまでもない。一方で、米国が「イスラエルの自衛権」を盾に、ガザへの攻撃を支持し、弾薬やミサイルを供与していることは、停戦や収束を妨げ、被害の拡大に寄与するものとなっている。また、日本政府が議長を務めたG7外相会合でまとめられた声明も、米国の主張をなぞる内容であり、イスラエルの攻撃を容認している。こうした後ろ盾を背景に令和5年10月27日に、国連総会において人道的休戦を求める決議が採択されたものの、順守されずに攻撃が続いている。現状の危機を一刻も早く終わらせるためには、各国政府や国際機関がイスラエルによるガザへの攻撃中止及び即時停戦をという一点で緊急の行動を強めることが求められる。

よって、板橋区議会は、板橋区平和都市宣言を制定している自治体の議会として、政府に対し、イスラエル・パレスチナ双方に対し、直ちに軍事力の行使をやめ、停戦に向けた交渉を始めるようあらゆ

る働きかけを行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

外務大臣宛